

# みちラボ

## 様式5-災害：業務分類（優先業務の選定）（災害用）

分類名称	定義	出勤率			
		30%(発災後6時間)	50%(発災後3日)	70%(発災後7日)	90%(21日)
業務の基本方針		生命・安全を守るために 必要最低限のサービスを提供 徒歩で出勤可能者で対応 発災後数日、職員は施設泊	食事、排泄を中心 その他は休止または減 電気復旧(※)。道路仮復旧。 被災者出勤不可	一部休止するが ほぼ通常通り 応援者の支援あり	ほぼ通常通り 水道復旧。ガスはLPの想定
A:継続業務	・優先的に継続する業務 ・通常と同様に継続すべき業務	・必要最低限の医療的ケア（バイタル・処置） ・配薬 ・病院、関係機関と連携	・必要最低限の医療的ケア（バイタル・処置） ・配薬 ・病院、関係機関と連携	・必要最低限の医療的ケア（バイタル・処置） ・配薬 ・病院、関係機関と連携	・必要最低限の医療的ケア（バイタル・処置） ・配薬 ・病院、関係機関と連携
B:追加業務	・災害復旧、事業継続の 観点から新たに発生する業務	【インフラ対策】 電気用燃料確保、発電機の点検 飲料水、生活用水の確保 その他物資の調達。修理の依頼 【人員対策】 出勤者の確保、シフト調整 応援者の手配、教育 委託業務の提供中止に対する対応	少しづつ縮小 【インフラ対策】 電気用燃料確保、発電機の点検 飲料水、生活用水の確保 その他物資の調達。修理の依頼 【人員対策】 出勤者の確保、シフト調整 応援者の手配、教育 委託業務の提供中止に対する対応	少しづつ縮小 【インフラ対策】 電気用燃料確保、発電機の点検 飲料水、生活用水の確保 その他物資の調達。修理の依頼 【人員対策】 出勤者の確保、シフト調整 応援者の手配、教育 委託業務の提供中止に対する対応	少しづつ縮小 【インフラ対策】 電気用燃料確保、発電機の点検 飲料水、生活用水の確保 その他物資の調達。修理の依頼 【人員対策】 出勤者の確保、シフト調整 応援者の手配、教育 委託業務の提供中止に対する対応
C:削減業務	・規模、頻度を減らすことが可能な 業務	・定期訪問 ・訪問記録	少しづつ拡大 ・定期訪問 ・訪問記録	少しづつ拡大 ・定期訪問 ・訪問記録	ほぼ通常通り ・定期訪問 ・訪問記録
D:休止業務	・上記以外の業務	以下の休止 ・事務管理業務 ・研修、教育、各種委員会活動 ・レクリエーション ・利用者に代わって行う行政機関等への手続 ・利用者とその家族の交流 ・利用者の外出の機会	少しづつ再開 ・事務管理業務 ・研修、教育、各種委員会活動 ・レクリエーション ・利用者に代わって行う行政機関等への手続 ・利用者とその家族の交流 ・利用者の外出の機会	少しづつ再開 ・事務管理業務 ・研修、教育、各種委員会活動 ・レクリエーション ・利用者に代わって行う行政機関等への手続 ・利用者とその家族の交流 ・利用者の外出の機会	少しづつ再開 ・事務管理業務 ・研修、教育、各種委員会活動 ・レクリエーション ・利用者に代わって行う行政機関等への手続 ・利用者とその家族の交流 ・利用者の外出の機会

# みちラボ

## 様式5：業務分類（優先業務の選定）（感染用）

施設の業務を重要度に応じて4段階に分類し、出勤状況を踏まえ縮小・休止する。入所者・利用者の健康・身体・生命を守る機能を優先的に維持する。（出勤率をイメージしながら作成）

分類名称	定義	出勤率			
		30%	50%	70%	90%
業務の基本方針		生命・安全を守るために必要最低限のサービスを提供		食事、排泄を中心その他は休止または減	一部休止するがほぼ通常通り
A:継続業務	・優先的に継続する業務 ・通常と同様に継続すべき業務	・必要最低限の医療的ケア（バイタル・処置） ・配薬 ・病院、関係機関と連携	・必要最低限の医療的ケア（バイタル・処置） ・配薬 ・病院、関係機関と連携	・必要最低限の医療的ケア（バイタル・処置） ・配薬 ・病院、関係機関と連携	・必要最低限の医療的ケア（バイタル・処置） ・配薬 ・病院、関係機関と連携
B:追加業務	・感染予防、感染拡大防止の観点から新たに発生する業務	・利用者・家族への電話 ・生活状況・状態の確認 ・キャンセル、振替等の対応	少しづつ縮小 ・利用者・家族への電話 ・生活状況・状態の確認 ・キャンセル、振替等の対応	少しづつ縮小 ・利用者・家族への電話 ・生活状況・状態の確認 ・キャンセル、振替等の対応	少しづつ縮小 ・利用者・家族への電話 ・生活状況・状態の確認 ・キャンセル、振替等の対応
C:削減業務	・規模、頻度を減らすことが可能な業務	・定期的な訪問 ・訪問記録	少しづつ拡大 ・定期的な訪問 ・訪問記録	少しづつ拡大 ・定期的な訪問 ・訪問記録	ほぼ通常通り ・定期的な訪問 ・訪問記録
D:休止業務	・上記以外の業務	以下の休止 ・事務管理業務 ・研修、教育、各種委員会活動 ・レクリエーション ・利用者に代わって行う行政機関等への手続 ・利用者とその家族の交流 ・利用者の外出の機会 ・機能訓練	以下の再開 ・事務管理業務 ・研修、教育、各種委員会活動 ・レクリエーション ・利用者に代わって行う行政機関等への手続 ・利用者とその家族の交流 ・利用者の外出の機会 ・機能訓練	以下の再開 ・事務管理業務 ・研修、教育、各種委員会活動 ・レクリエーション ・利用者に代わって行う行政機関等への手続 ・利用者とその家族の交流 ・利用者の外出の機会 ・機能訓練	以下の再開 ・事務管理業務 ・研修、教育、各種委員会活動 ・レクリエーション ・利用者に代わって行う行政機関等への手続 ・利用者とその家族の交流 ・利用者の外出の機会 ・機能訓練

付随する短期入所事業(ショートステイ)について、介護者のレスパイトを理由とした利用を休止(縮小)する(在宅サービスの縮小による受け皿とする)